

第106回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月24日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



場所

大阪市北区本庄東2丁目3番41号

株式会社きんでん 本店(11階会議室)

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。
また、当日は感染拡大予防のため、検温、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

第106回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告	45



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役5名選任の件

(証券コード：1944)

2020年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区本庄東2丁目3番41号

株式会社 **きんでん**

取締役社長 前 田 幸 一

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」（3頁及び4頁）に従って、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区本庄東2丁目3番41号 当社本店（11階会議室）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第106期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役賞与支給の件
 - 第3号議案 取締役13名選任の件
 - 第4号議案 監査役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

【株主の皆様へのお願い】

- ・ 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせていただくよう、お願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ ご来場される場合には、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【感染リスク低減のための当社の対応】

- ・ 役員並びに運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・ 受付・会場にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・ 会場内は、株主の皆様可能な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。

なお、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載いたします。



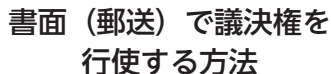
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。

株主総会開催日時

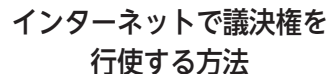
2020年6月24日(水曜日)
午前10時



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



4頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主総会日 御中 議決権の数 XX 股 _____ _____ _____ ××××年×月×日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> 議決権の数 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 標準目録有のご所有株式数 _____ XX 株 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____ ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 見本 パスワード XXXXXX						

▶こちらに各議案の賛否をご記入下さい。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

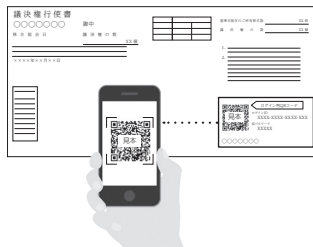
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

ご注意事項

- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、企業体質の強化と総合設備工事会社としての今後の積極的な事業展開等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定配当の継続に加えて業績等により算出した年間配当額から中間配当を差し引いた額を期末配当とするという当社の配当方針に基づき、以下のとおり1株につき17円とさせていただきたいと存じます。これにより、期初の業績予想をもとに中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき32円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円	総額 3,594,451,423円
-----------------	-------------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役13名のうち社外取締役を除く取締役11名に対し、当期の業績等を勘案して、総額93,600,000円を賞与として支給いたしたいと存じます。また、各氏に対する具体的な金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 取締役13名選任の件

現任の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当	
1	再任	いこま まさお 生駒 昌夫	代表取締役会長	
2	再任	まえだ ゆきかず 前田 幸一	代表取締役社長	
3	再任	うえさか たかお 上坂 隆勇	取締役 常務執行役員 I R・広報部・人事部・購買部担当、業務総括	
4	再任	ゆかわ ひでひこ 湯川 英彦	取締役 専務執行役員 東京本社代表補佐、営業担当	
5	再任	あみさき まさや 網崎 雅也	取締役 専務執行役員 情報通信本部・安全衛生環境室担当、中央総括安全衛生管理者	
6	再任	はやし ひろゆき 林 弘之	取締役 専務執行役員 東京営業本部長	
7	再任	たなか ひでお 田中 日出男	取締役 常務執行役員 技術本部長、京都研究所担当	
8	再任	にしむら ひろし 西村 博	取締役 常務執行役員 電力本部長	
9	再任	さとう もりよし 佐藤 守良	取締役 常務執行役員 首都圏事業部長、経営企画部担当	
10	再任	よしだ はるのり 吉田 治典	社外	独立
11	再任	とりやま はんろく 鳥山 半六	社外	独立
12	新任	たかまつ けいじ 高松 啓二	社外	独立
13	新任	もりかわ けいぞう 森川 桂造	社外	独立

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	い こ ま ま さ お 生 駒 昌 夫 (1952年 9 月 9 日生) 再 任	2007年 6 月 関西電力株式会社常務取締役 2011年 6 月 同社代表取締役副社長 2013年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 (2016年 6 月 退任) 2016年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)	25,200株
	(選任理由) 生駒昌夫氏は、関西電力株式会社の代表取締役副社長執行役員として企業経営に携わり、その後その豊富な経験と幅広い知識、見識を活かし、当社の代表取締役会長として、指導力を遺憾なく発揮しております。 また、取締役会の議長としての確に議事を運営し、問題提起や構成メンバー相互の意思疎通を図り、取締役会の監督機能を高めております。 これらのことから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	ま え だ ゆ き か ず 前 田 幸 一 (1951年12月 6 日生) 再 任	1974年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2010年 6 月 当社取締役 専務執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役副社長 2013年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)	81,300株
	(選任理由) 前田幸一氏は、代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこなうとともに、会社運営全般の指揮を執っております。また、企業の持続的成長の実現に向け、成長戦略に基づいた中期経営計画を率先垂範して果敢に推進しております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明をおこない、取締役会の意思決定機能を高めております。 これらのことから、株主からの経営の付託に応えられる豊富な経験と高い知識と見識を有し、取締役の職務を全うできる人材で、かつ経営者にふさわしい人格を兼ね備えた同氏を引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	うえ さか たか お 上 坂 隆 勇 (1956年12月29日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員 中部支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 中部支社長 2016年 6 月 当社常務執行役員 東京支社長 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員 (現任) [現在の担当] I R・広報部・人事部・購買部担当、業務 総括	11,800株
	(選任理由) 上坂隆勇氏は、長らく人事・労務部門においてあらゆる人事施策の策定、実行に携わり、その後、中部支社長、東京支社長を歴任しております。現在はI R・広報部・人事部・購買部担当に加え、業務総括として管理部門に関わるあらゆる事案を担当し経営全般を担っております。豊富な業務経験と、経営全般に関する抜きんでの知識と見識に基づくバランスのとれた判断力を有しており、またその統率力と手腕は当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	ゆ かわ ひで ひこ 湯 川 英 彦 (1955年 3 月25日生) 再任	2011年 6 月 関西電力株式会社執行役員 国際室長 2013年 6 月 同社常務執行役員 国際室担当 2015年 6 月 同社取締役常務執行役員 (2018年 6 月 退任) 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 (現任) [現在の担当] 東京本社代表補佐、営業担当	10,800株
	(選任理由) 湯川英彦氏は、関西電力株式会社取締役常務執行役員として培われた豊富な企業経営の経験と幅広い知識、見識を活かし、当社取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこなっております。また、首都圏における営業活動を強力に推進し、工事受注の拡大に努めており、豊富な業務経験と卓越した経営感覚で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していることから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	あみ さき まさ や 網 崎 雅 也 (1958年 3 月 16 日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2011年 3 月 当社執行役員 東北支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 大阪支社長 2017年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 (現任) [現在の担当] 情報通信本部・安全衛生環境室担当、中 央総括安全衛生管理者	14,300株
	(選任理由) 網崎雅也氏は、長く一般電気工事部門に従事し、2011年から東北支社長として復興事業の一端を担い、その後大阪支社長を歴任しております。 当社の一般電気工事部門における豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しており、また、現在は情報通信本部・安全衛生環境室担当を務め、総合設備工事会社の経営全般において手腕を遺憾なく発揮するなど、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
6	はやし ひろ ゆき 林 弘 之 (1959年 3 月 8 日生) 再 任	1983年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員 東京支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 東京支社長 2016年 6 月 当社常務執行役員 東京営業本部長 2017年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 (現任) [現在の担当] 東京営業本部長	17,700株
	(選任理由) 林弘之氏は、主に東京支社において一般電気工事部門に従事し、副支社長を経て東京支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しております。 現在は東京営業本部長を務め、幅広い業務知識、営業力と指導力を活かした監督をしており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たなか ひでお 田中 日出男 (1958年10月23日生) 再任	1981年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社技術本部副本部長兼設計・技術サポート部長 2013年 6 月 当社執行役員 技術本部長兼エンジニアリング部長 2014年 6 月 当社執行役員 技術企画室長、技術本部長 2015年 3 月 当社常務執行役員 技術本部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 技術本部長、京都研究所担当 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 技術本部長、京都研究所担当	25,400株
	(選任理由) 田中日出男氏は、主に東京支社において一般電気工事部門に従事し、工事部長、技術部長を経たのち技術本部において当社の技術力向上に尽力してまいりました。 現在は技術本部長を務め、一般電気工事部門における豊富な業務経験と、とりわけ電気技術に対する高い見識を有し、当社の技術を統括する立場にあり、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
8	にし むら ひろし 西村 博 (1959年12月23日生) 再任	1982年 4 月 当社入社 2011年 9 月 当社奈良支店副支店長兼電力部長 2013年 3 月 当社中央支店副支店長 2014年 3 月 当社執行役員 奈良支店長 2016年 3 月 当社常務執行役員 奈良支店長 2017年 6 月 当社常務執行役員 電力本部副本部長 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 電力本部長	17,500株
	(選任理由) 西村博氏は、主に電力部門での経験が長く、豊富な業務経験と的確な経営判断をおこなう幅広い知識と見識を有しております。また、奈良支店において副支店長を経て支店長を務めるなど、支店経営全般に携わっております。 現在は電力本部長を務め、長期的視点に立った事業戦略を推進するなど、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
9	さ とう もり よし 佐 藤 守 良 (1958年12月16日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2011年 9 月 当社大阪支社副支社長 2013年 3 月 当社大阪営業本部営業第一部長 2014年 6 月 当社大阪営業本部副本部長兼営業第一部 長兼営業第二部長 2016年 6 月 当社執行役員 中部支社長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 (現任) [現在の担当] 首都圏事業部長、経営企画部担当	18,028株
	(選任理由) 佐藤守良氏は、大阪支社副支社長、大阪営業本部副本部長、中部支社長を務めるなど主に一般電 気工事部門に従事し、受注活動に尽力してまいりました。 現在は首都圏事業部長、経営企画部担当を務め、豊富な業務経験と的確な経営判断をおこなう知 識と見識を有しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補 者となりました。		
10	よし だ はる のり 吉 田 治 典 (1945年11月19日生) 再 任 社 外 独 立	1999年12月 京都大学大学院工学研究科教授 (2009年 3 月 退職) 2009年 4 月 岡山理科大学総合情報学部 (現 工学部) 教授 (2015年 3 月 退職) 2011年 6 月 当社取締役 (現任)	6,300株
	(選任理由) 吉田治典氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありません が、建築学の専門家としての幅広い知識と見識などを活かして当社の経営に適切な助言をいただ いており、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者とし ました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
11	とり やま はん ろく 鳥 山 半 六 (1959年9月5日生) 再任 社外 独立	1988年4月 弁護士登録 色川法律事務所入所 1995年1月 同所パートナー弁護士 2001年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役 (2016年6月 退任) 2008年6月 株式会社コミュニューチュア (現 株式会社ミ ライト・テクノロジーズ) 社外監査役 (現任) 2015年1月 弁護士法人色川法律事務所社員 2015年6月 当社取締役 (現任) 2018年1月 弁護士法人色川法律事務所代表社員 2020年1月 同所社員東京事務所代表 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人色川法律事務所社員東京事務所代表	1,900株
	(選任理由) 鳥山半六氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から当社の経営に適切に助言をいただいており、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者とししました。		
12	たか まつ けい じ 高 松 啓 二 (1948年1月18日生) 新任 社外 独立	1973年4月 近畿日本鉄道株式会社 (現 近鉄グループ ホールディングス株式会社) 入社 2012年6月 同社代表取締役副社長 (2013年6月 退任) 2013年5月 株式会社近鉄百貨店取締役 2013年7月 同社代表取締役 副社長執行役員 2014年5月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2019年5月 同社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社近鉄百貨店代表取締役会長	1,000株
	(選任理由) 高松啓二氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役副社長を経て、現在は株式会社近鉄百貨店の代表取締役会長を務められ、豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識と見識を有しております。このことから、当社の経営に適切な助言をいただけると判断し、今回新任社外取締役候補者とししました。		

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
13	もり かわ けい ぞう 森 川 桂 造 (1948年 1 月 29 日生) 新任 社外 独立	1971年 4 月 大協石油株式会社（現 コスモ石油株式会 社）入社 2012年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (2015年10月 退任) 2015年10月 コスモエネルギーホールディングス株式 会社代表取締役社長 社長執行役員 2017年 6 月 同社代表取締役会長（現任） (2020年 6 月 退任予定)	0株
(選任理由) 森川桂造氏は、コスモ石油株式会社の代表取締役社長を経て、コスモエネルギーホールディングス株式会社の代表取締役会長を務められ、その優れた知識と見識により同社の経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力されております。このことから、当社の経営に適切な助言をいただけると判断し、今回新任社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 吉田治典及び鳥山半六の両氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ吉田治典氏は9年、鳥山半六氏は5年であります。
- (2) 当社は、吉田治典及び鳥山半六の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、高松啓二及び森川桂造の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は、吉田治典及び鳥山半六の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、高松啓二及び森川桂造の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- (4) 高松啓二氏が株式会社近鉄百貨店の代表取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

第4号議案 監査役5名選任の件

現任の監査役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	再任	みずもと 水本 昌孝	常任監査役（常勤）	
2	再任	さか た のぶひろ 坂田 亘弘	監査役（常勤）	
3	再任	よしおか まさ み 吉岡 雅美	社外	独立
4	再任	かまくら としみつ 鎌倉 利光	社外	独立
5	新任	おさ いさむ 長 勇	社外	独立

招集
と
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	みず もと まさ たか 水 本 昌 孝 (1955年4月7日生) 再 任	1978年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員 業務本部経理部長 2013年6月 当社執行役員 経理部担当兼経理部長 2014年6月 当社常務執行役員 I R・広報部・経営企画 部・経理部担当兼経理部長 2016年6月 当社常任監査役(常勤) (現任)	8,600株
	(選任理由) 水本昌孝氏は、過去に経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、I R・広報部、経営企画部を担当するなど、管理部門全般にわたる豊富な経験を有しております。 現在は常任監査役として、取締役の職務の執行に対する監査を厳格におこなっていることから、当社の監査役にふさわしい人材であると判断し、引き続き監査役候補者となりました。		
2	さか た のぶ ひろ 坂 田 亘 弘 (1959年3月15日生) 再 任	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 大阪支社長 2015年3月 当社執行役員 技術企画室長 2016年3月 当社常務執行役員 技術企画室長 2018年6月 当社監査役(常勤) (現任)	8,700株
	(選任理由) 坂田亘弘氏は、過去に大阪支社長を務めるなど、当社における技術・品質・安全に関する知識と見識を有しており、また、技術企画室長として総合設備工事会社の経営全般にわたる豊富な経験を併せ持っております。 現在は監査役として、取締役の職務の執行に対する監査を厳格におこなっていることから、当社の監査役にふさわしい人材であると判断し、引き続き監査役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	よし おか まさ み 吉 岡 雅 美 (1956年1月28日生) 再任 社外 独立	1978年4月 大阪国税局入局 2009年7月 同局調査第一部広域情報管理課長 2013年7月 同局調査第二部次長 2015年7月 奈良税務署長 (2016年7月 退官) 2016年8月 吉岡雅美税理士事務所税理士(現任) 2018年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 吉岡雅美税理士事務所税理士	500株
	(選任理由) 吉岡雅美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての財務・会計及び税務に関する幅広い知識や税務行政機関での豊富な経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただき、引き続き社外監査役候補者となりました。		
4	かま くら とし みつ 鎌 倉 利 光 (1959年9月23日生) 再任 社外 独立	1990年4月 弁護士登録 鎌倉・檜垣法律事務所(現 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所)入所 1995年4月 同所パートナー弁護士(現任) 2018年6月 当社監査役(現任) 2019年6月 トーカロ株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パートナー弁護士 トーカロ株式会社社外取締役	500株
	(選任理由) 鎌倉利光氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通し、弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただき、引き続き社外監査役候補者となりました。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	おさ いさむ 長 勇 (1949年1月20日生) 新任 社外 独立	1971年4月 株式会社椿本チエイン入社 2009年6月 同社代表取締役 取締役社長 2015年6月 同社代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社椿本チエイン代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)	0株
	(選任理由) 長勇氏は、株式会社椿本チエインの代表取締役取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) として経営全般を統括されており、優れた知識と見識を有することから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、今回新任社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉岡雅美、鎌倉利光及び長勇の3氏は社外監査役候補者であります。
- (1) 吉岡雅美及び鎌倉利光の両氏の当社社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、両氏とも2年であります。
- (2) 当社は、吉岡雅美及び鎌倉利光の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、長勇氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は、吉岡雅美及び鎌倉利光の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、長勇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、年度終盤には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などにより、個人消費が弱い動きとなり需要が落ち込んだほか、その影響が企業の生産活動や雇用情勢にも及ぶなど、厳しい状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移し、民間設備投資もおおむね横ばいで推移した一方、技能労働者の不足により、経営環境に厳しさが残りました。

このような景況下、当社グループは2017年度から2020年度までの4年間の中期経営計画を策定し、強い事業基盤の確立、更なる生産性向上、労働環境の改善と従業員の満足度向上を図るべく、事業活動を展開しております。その結果、当期における当社グループの連結業績につきましては、完成工事高は前期比12.4%増の5,859億5百万円となりました。利益につきましては、営業利益は450億2千6百万円(前期比11.6%増)、経常利益は467億2千7百万円(前期比10.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は325億円(前期比12.7%増)となりました。

なお、当社（個別業績）における工事種類別の受注工事高・完成工事高・繰越工事高は、次のとおりであります。

工 事 種 別	前期繰越 工 事 高	当期受注 工 事 高	合 計	当期完成 工 事 高	次期繰越 工 事 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
配 電 工 事	9,222	63,371	72,594	62,993	9,600
一 般 電 気 工 事	291,025	323,559	614,585	341,680	272,904
情 報 通 信 工 事	13,599	52,441	66,040	50,399	15,640
環 境 関 連 工 事	25,619	35,318	60,937	34,551	26,386
電 力 そ の 他 工 事	37,325	26,234	63,559	26,570	36,989
合 計	376,792	500,924	877,717	516,196	361,521

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

- (注) 1. 配電工事は関西電力工事の増加により、前期に比し受注工事高は3.2%の増加となり、完成工事高も6.1%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は12.2%であります。
2. 一般電気工事等については、計装工事、CATV設備、物流施設等の増加により、受注工事高は前期に比し情報通信工事は10.0%、環境関連工事は5.6%増加いたしました。一方、一般電気工事は事務所ビル、商業・娯楽施設等の減少により、0.7%の減少となりました。また、完成工事高は前期に比し、一般電気工事は13.2%、情報通信工事は18.5%、環境関連工事は15.0%増加いたしました。なお、全完成工事高に占める割合は、一般電気工事は66.2%、情報通信工事は9.8%、環境関連工事は6.7%であります。
3. 送電線工事、発電所工事等の電力その他工事は、前期に比し、受注工事高は27.1%減少いたしましたものの、架空送電線工事や太陽光発電所工事等の増加により完成工事高は15.0%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は5.1%であります。

(2) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況が続くことが見込まれるほか、金融資本市場の変動などのリスクにより、先行きに不透明感が増しております。

建設業界では、首都圏や関西圏における再開発事業や国土強靱化に伴う公共事業の増加などを背景に建設需要は高い水準で推移することが期待されますが、感染症拡大が及ぼす影響を注視する必要があります。

こうした状況のなかで、当社グループは、2017年3月に存在意義・使命を企業理念「私たちは優れた設備とサービスを創造し 社会のインフラを支え 明るく豊かな未来の実現に貢献します」として明文化し、この理念に基づき、10年先を見据えた経営の長期的な方向性を示し、企業価値を向上させ、総合設備のリーディングカンパニーとなるための成長戦略を策定しています。お客様からの信用を倍増し、お客様と共に進化することで、「営業利益率8%」、「配当性向30%」を目標に掲げ、その達成に向けて次の事業戦略を遂行してまいります。

- ・総合設備業としての3本柱（一般電気・環境関連・情報通信）の強化・連携
- ・電力インフラへの貢献
- ・海外における長期的事業展開
- ・改修工事拡大

この成長戦略の実現に向けて、中期経営計画のスローガンである「KINDEN CHALLENGE 2020 深化、変革、そして飛躍」のもと、電力会社の発送電分離等、当社にとって節目となる2020年度に向けて活動を展開した結果、数値目標である「営業利益390億円」については2期連続、また、当期は「売上高5,300億円」についても前倒しで達成するに至りました。引き続き、取り巻く環境の変化に留意しつつ、中期経営計画の総仕上げとして、現在取り組んでいる課題を着実に遂行しながら、景気動向に左右されない強靱な事業基盤の確立に邁進する所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも深いご理解をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当期において、当社グループでは社債及び新株式発行による資金調達はありませんでした。

(4) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は65億円余であり、その主なものは、当社京都支店の新築並びに土地、工事用車両及び機械・工具の購入等であります。

(5) 重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 重要な他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年1月29日付で、当社はインターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス（アラブ首長国連邦ドバイ首長国）の出資持分の49%を取得（契約によりすべての議決権を支配）し子会社といたしました。

(8) 重要な吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第103期 (2016年度)	第104期 (2017年度)	第105期 (2018年度)	第106期(当期) (2019年度)
完 成 工 事 高	百万円 472,591	百万円 500,700	百万円 521,283	百万円 585,905
営 業 利 益	36,062	38,618	40,354	45,026
経 常 利 益	38,046	40,383	42,491	46,727
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (1株当たり) (当期純利益)	26,375 (121.57円)	29,478 (135.87円)	28,844 (132.95円)	32,500 (150.19円)
総 資 産	570,037	600,925	634,064	654,279
純 資 産	399,228	433,227	450,265	464,235

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第105期より適用しており、第104期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第103期 (2016年度)	第104期 (2017年度)	第105期 (2018年度)	第106期(当期) (2019年度)
受 注 工 事 高	百万円 436,775	百万円 448,740	百万円 504,409	百万円 500,924
完 成 工 事 高	410,703	439,641	456,762	516,196
営 業 利 益	29,336	32,525	33,520	37,701
経 常 利 益	31,882	34,813	37,926	42,095
当 期 純 利 益 (1株当たり) (当期純利益)	22,169 (102.18円)	26,206 (120.79円)	26,250 (121.00円)	30,576 (141.30円)
総 資 産	521,637	549,593	579,499	592,198
純 資 産	379,004	406,924	422,856	428,929

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第105期より適用しており、第104期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

(10) 重要な子会社及び重要な企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
近 電 商 事 株 式 会 社	450百万円	100%	車両等のリース・販売、各種損害保険代理業、不動産の維持管理・賃貸
株式会社西原衛生工業所	1,367百万円	100%	給排水衛生工事その他これらに関連する事業
きんでん東京サービス株式会社	302百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでん関西サービス株式会社	200百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでんサービス株式会社	30百万円	100%	配電工事等の周辺業務の請負
株式会社きんでんスピネット	50百万円	100%	情報通信システム機器の販売・エンジニアリング
ユー・エス・キンデン・コーポレーション	2,000千USドル	100%	子会社の運営管理
ピー・ティー・キンデン・インドネシア	8,491百万 インドネシア・ルピア	95%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	16,050百万 ベトナム・ドン	100%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド	21,100千 タイ・バーツ	46.4%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス	1,000千 UAEディルハム	49%	空調管工事・一般電気工事の設計・施工

- (注) 1. 上に掲げた重要な子会社11社を含む連結子会社は20社、持分法適用関連会社は1社であります。
2. ユー・エス・キンデン・コーポレーションは、米国ハワイ州で一般電気工事を営むワサ・エレクトロニカル・サービス・インクの完全親会社であります。
3. 議決権比率には、間接保有分を含んでおります。なお、インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービスについては、契約によりすべての議決権を支配しております。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 重要な企業結合の状況

会 社 名 (住 所)	資 本 金	事 業 内 容	同社から当社が受注した 工事の当期の完成工事高
関 西 電 力 株 式 会 社 (大阪市北区)	489,320百万円	電 気 事 業	68,971百万円 (全完成工事高の13.4%)

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(1) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（（特－28）第114号、（特－29）第114号）として国土交通大臣許可を受け、電気工事（配電工事、ビル・工場等の一般電気工事、送電線工事、発電電所工事等）、情報通信工事（電気通信工事、計装工事等）、環境関連工事（空調管工事等）、内装設備工事及び土木工事並びにその他これらに関連する事業をおこなっています。

(12) 主要な事業所

① 当 社

ア．本 店 大阪市北区本庄東2丁目3番41号
イ．東 京 本 社 東京都千代田区九段南2丁目1番21号
ウ．支店、支社

区 分	支 店 、 支 社
大 阪 府	中央支店（10）、大阪支社、電力支社（2）
近 畿 地 方 （大阪府を除く）	京都支店（7）、神戸支店（6）、姫路支店（6）、奈良支店（4） 和歌山支店（6）、滋賀支店（6）
北 海 道 地 方	北海道支社（4）
東 北 地 方	東北支社（5）
関 東 地 方	国際支店、東京支社（1）、横浜支社（1）、東関東支社（4） 北関東支社（4）
中 部 地 方	中部支社（13）
中 国 地 方	中国支社（7）
四 国 地 方	四国支社（4）
九 州 地 方 （沖縄県を含む）	九州支社（7）

(注) 1. 2020年3月16日付で大阪市北区本庄東二丁目3番12号に電力支社を新設いたしました。
2. 2020年1月27日付で京都支店は京都市南区西九条西柳ノ内町8番地に移転いたしました。
3. 東北支社は宮城県に、国際支店は東京都に、東関東支社は千葉県に、北関東支社は埼玉県に、中部支社は愛知県に、中国支社は広島県に、四国支社は香川県に、九州支社は福岡県に所在しています。

4. （ ）内は支店、支社管下の事業所数を記載しています。

エ．海外事務所 シンガポール事務所、グアム事務所、ヤンゴン事務所、サイパン事務所、
ドバイ事務所

オ．研 究 所 京都研究所（京都府木津川市）

カ．研 修 施 設 きんでん学園（兵庫県西宮市）
人材開発センター（千葉県印西市）

② 重要な子会社

- ア. 国 内 近電商事株式会社（大阪市中央区）
株式会社西原衛生工業所（東京都港区）
きんでん東京サービス株式会社（東京都品川区）
きんでん関西サービス株式会社（大阪市東成区）
きんでんサービス株式会社（大阪市浪速区）
株式会社きんでんスピネット（大阪市北区）
- イ. 海 外 ユー・エス・キンデン・コーポレーション（米国ハワイ州）
ピー・ティー・キンデン・インドネシア（インドネシア）
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム）
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス（アラブ首長国連邦ドバイ酋長国）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減
12,984名	2,117名増

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

② 当社の状況

従業員数（前期末比増減）	平 均 年 齢	平均勤続年数
7,645名（124名増）	41.6歳	20.1年

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社 み ず ほ 銀 行	3,650
株式会社 三 菱 U F J 銀 行	3,200
株式会社 三 井 住 友 銀 行	3,050
株式会社 リ そ な 銀 行	1,500

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 218,141,080株（自己株式6,702,761株を含む）
- (3) 株 主 数 8,805名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 西 電 力 株 式 会 社	58,905 ^{千株}	27.9 [%]
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	14,507	6.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,962	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,541	4.5
き ん で ん 従 業 員 持 株 会	8,288	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,120	3.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,142	2.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,569	1.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) S U B A / C N O N T R E A T Y	3,419	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,025	1.4

- (注) 1. 当社は自己株式を6,702,761株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 関電不動産開発株式会社は、関西電力株式会社の完全子会社であります。
3. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取 締 役 会 長	生 駒 昌 夫	
※取 締 役 社 長	前 田 幸 一	
※取 締 役 副 社 長	森 本 正 岳	東京本社代表、環境設備本部担当、営業総括、株式会社西原衛生工業所取締役会長
取締役 専務執行役員	谷 垣 宜 弘	大阪営業本部長
取締役 専務執行役員	網 崎 雅 也	情報通信本部・安全衛生環境室担当、中央総括安全衛生管理者
取締役 専務執行役員	林 弘 之	東京営業本部長
取締役 専務執行役員	湯 川 英 彦	東京本社代表補佐、営業担当
取締役 常務執行役員	上 坂 隆 勇	I R・広報部・人事部・購買部担当、業務総括
取締役 常務執行役員	田 中 日 出 男	技術本部長、京都研究所担当
取締役 常務執行役員	西 村 博	電力本部長
取締役 常務執行役員	佐 藤 守 良	首都圏事業部長、経営企画部担当
取 締 役	吉 田 治 典	
取 締 役	鳥 山 半 六	弁護士法人色川法律事務所社員東京事務所代表、株式会社ミライト・テクノロジーズ社外監査役
常 任 監 査 役	水 本 昌 孝	常勤
監 査 役	坂 田 亘 弘	常勤
監 査 役	八 嶋 康 博	関西電力株式会社常任監査役
監 査 役	吉 岡 雅 美	吉岡雅美税理士事務所税理士
監 査 役	鎌 倉 利 光	檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パートナー弁護士、トーカロ株式会社社外取締役

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役吉田治典及び鳥山半六の両氏は社外取締役であり、当社は両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

3. 監査役八嶋康博、吉岡雅美及び鎌倉利光の3氏は社外監査役であり、当社は吉岡雅美及び鎌倉利光の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 常任監査役水本昌孝氏は当社経理部長の経験を有し、また、監査役吉岡雅美氏は税理士の資格を有するなど、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 佐藤守良氏は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において取締役役に選任され就任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 務 執 行 役 員	山 本 哲 也	環境設備本部長
常 務 執 行 役 員	小 林 孝	秘書部・総務法務部担当
常 務 執 行 役 員	錦 織 和 昭	経理部担当、経理部長
常 務 執 行 役 員	伊 藤 敏 彦	京都支店長
常 務 執 行 役 員	星 島 延 男	姫路支店長
常 務 執 行 役 員	吉 田 靖	九州支社長
常 務 執 行 役 員	前 川 正 夫	首都圏事業部副事業部長、きずな制度担当
執 行 役 員	堀 切 正 則	技術企画室長
執 行 役 員	浅 田 正 彦	情報通信本部長
執 行 役 員	島 田 守	東京営業本部副本部長
執 行 役 員	小笠原 孝	技術本部副本部長、京都研究所長
執 行 役 員	城 山 聡	人材開発部担当
執 行 役 員	三 浦 道 夫	情報システム部担当、株式会社西原衛生工業所取締役副社長
執 行 役 員	湯 川 一	購買部長
執 行 役 員	井 上 浩 司	情報通信本部情報通信工事センター長
執 行 役 員	井 上 保 之	国際支店長
執 行 役 員	垣 内 康 男	中央支店長
執 行 役 員	一 瓢 豊	神戸支店長

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	辻 嘉 明	奈良支店長
執 行 役 員	吉 川 正 永	和歌山支店長
執 行 役 員	岡 井 克 之	滋賀支店長
執 行 役 員	吉 増 憲 二	大阪支社長
執 行 役 員	榎 本 謙 司	東京支社長
執 行 役 員	新 井 隆	横浜支社長
執 行 役 員	末 次 好 英	東関東支社長
執 行 役 員	大 道 宏 満	北関東支社長
執 行 役 員	鷺 田 勇 二	中部支社長
執 行 役 員	山 下 泰 弘	中国支社長
執 行 役 員	佐 藤 友 昭	北海道支社長
執 行 役 員	及 川 正 記	東北支社長
執 行 役 員	伊 崎 幸 治	四国支社長
執 行 役 員	西 川 定 延	電力支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額及びその算定方法に係る決定に関する方針

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	13名	576,303,480円
監 査 役	5名	78,523,130円
合 計 (うち社外役員)	18名 (5名)	654,826,610円 (22,200,000円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、2020年6月開催の第106回定時株主総会に提出予定の「取締役賞与支給の件」に基づく取締役賞与93,600,000円が含まれています。

② 報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針

ア. 取締役

取締役の報酬は、月額及び賞与からなります。月額は、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して、役位を反映した加算をおこない、指名・報酬等諮問委員会に諮った上で、取締役会で決定します。賞与については、業績を基礎に置き、常勤・非常勤の別、役位、担当業務における成果を反映して各人の支給額を算出し、指名・報酬等諮問委員会に諮った上で、支給議案を取締役会で決定し、株主総会の決議を受けます。

イ. 監査役

監査役の報酬は月額からなり、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して、役位を反映した加算をおこない、監査役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉 田 治 典

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会8回のすべてに出席し、建築学の専門家としての幅広い知識と見識と、社外取締役として独立性を持った立場から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 鳥 山 半 六

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人色川法律事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。また、株式会社ミライト・テクノロジーズと当社との間には取引がありますが、年間取引額は僅少であります。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会8回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての客観的かつ専門的な見地と、社外取締役として独立性を持った立場から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 八 嶋 康 博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

関西電力株式会社は当社の配電工事、電力工事等の発注者であります。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会8回のすべてに出席し、長年にわたる企業経営に携わった経験を活かして、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっています。また、当期開催の監査役会8回のうち7回に出席し、適宜発言して常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 監査役 吉 岡 雅 美

ア. 重要な兼職先と当社との関係

吉岡雅美税理士事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会8回のすべてに、また、監査役会8回のすべてに出席し、税務行政機関での豊富な経験を活かして、税理士としての財務・会計及び税務の専門的な見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなうとともに、常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 監査役 鎌倉利光

ア. 重要な兼職先と当社との関係

檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。また、トーカロ株式会社と当社との間には取引がありますが、年間取引額は僅少であります。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会8回のすべてに、また、監査役会8回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験を活かして、客観的かつ専門的な見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなうとともに、常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
ひびき監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	49 百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは以下のとおりです。
- 株式会社西原衛生工業所
ユー・エス・キンデン・コーポレーション
ピー・ティー・キンデン・インドネシア
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会が決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制に関する基本方針

① 基本的考え

当社並びに子会社の取締役及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）一人ひとりが、文化生活に不可欠な電気をはじめとするエネルギーや情報通信に携わる者としての高い職務倫理を有し、社会的良識を持って行動しなければならないということを徹底していく。

これを実現するため、風通しの良い職場環境を作り、円滑なコミュニケーションを通じて、業務の適正を確保するとともに、見直しを繰り返すことにより、その改善・強化を図るものとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

業務執行の的確化・適正化・迅速化と事業環境の変動に、柔軟に対応するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、「事業内容の透明性の向上」と「法令遵守（コンプライアンス）の強化徹底」を重点施策に掲げて、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。

イ. コンプライアンス

(ア) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下でその職務を遂行するため、取締役会は「きんでんグループ行動指針」を制定する。併せて、コンプライアンス委員会を設置してその実効を確保するとともに、社長は繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令遵守があらゆる事業活動の前提であることを徹底する。

(イ) 各々の担当分野の業務においてコンプライアンスに係る規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこない、コンプライアンスに関する体制を確保する。

(ウ) 内部通報制度

従業員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為がおこなわれていることを知ったときは、「きんでんグループ行動指針」に基づき、所定の窓口に通報する。

通報した従業員の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制を確保する。

ウ. 財務報告の適正性確保のための体制

経理規程その他社内規程を遵守して職務を遂行するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保する。

エ. 内部監査

社長直轄の業務監理室を設置し、業務監理室の監査を中心とした内部監査システムを確保する。業務監理室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守の状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等について、内部監査を実施し、社長及び監査役に対して、その結果を報告する。また、業務監理室は、内部監査によって判明した指摘事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、常勤取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに、重要文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、保存（保管）責任者を定め、適切に保存し、管理する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）

ア. リスクの発生予防、発生時の損失の回避・低減を図るため定めたリスク管理規程の定めるところにより、リスク管理の効果をあげるものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応のためにリスク総括箇所を定めるとともに、各々の担当分野の業務に付随するリスク管理は各担当部署がおこなうこととする。

イ. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理委員会を置くとともに、各々の担当分野の業務において、規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこなうものとする。

ウ. 次の経営管理システムを用いて、事業活動に伴うリスクを継続的に監視し、リスクの回避・低減を図る。

（ア） 全社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。

（イ） 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

ア. 決裁権限規程、業務分掌に係る規程等、各種社内規程を定め、職務権限及び意思決定ルール並びに責任の明確化により、適正かつ効率的に職務の執行がおこなわれる体制を確保する。

イ. 次に記載の経営管理システムを用いて、取締役及び従業員の職務遂行の効率性を確保する。

（ア） 経営会議及び常勤取締役会を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、社長、経営会議又は常勤取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的におこなうために、各種社内委員会・審査会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議・検討・審査をおこない、社長、経営会議及び常勤取締役会の意思決定に資する。

- (イ) 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各子会社の目標値を設定し、それに基づく業績管理をおこなう。
 - (ウ) 四半期ごとに目標の達成度を把握・評価し、結果をフィードバックすることにより、業務の実効性を確保する。必要に応じて、目標未達の要因を分析し、その要因の除去・低減のための改善策を実施するものとし、業務運営の状況を把握し、改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社に対する対応
- (ア) 前記②～⑤に定める体制の整備等については、子会社を含むものとし、子会社ごとに主管部署を定め、子会社の経営を管理・指導する。
 - (イ) 子会社の業務運営に係る規定を設け、一定の事項について、子会社で決定・実行する前に当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
 - (ウ) 子会社には、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保する。また、当社の監査役は、グループ監査役会を開催する。
- イ. 関西電力株式会社に対する対応
- (ア) 関西電力株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
 - (イ) 当社は、関西電力株式会社の関連会社として独自の意思決定によって事業運営をおこなう一方、関西電力株式会社が制定する経営理念等のグループ会社に関する規定に沿って、グループ会社の一員としての自覚と責任を持って、事業活動を展開していく。
- ⑦ 監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (ア) 監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設け、監査役を補助する知識、能力を有する従業員（以下、「監査役スタッフ」という。）を2名以上選任する。
 - (イ) 監査役スタッフは、事務局として定期的にグループ監査役会を運営し、グループ内での情報共有を図る。
- イ. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役会は、監査役スタッフの人事（人事異動、人事評価、懲罰を含む。）の決定にあたっては、事前に人事担当取締役から報告を受け、必要場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
 - (イ) 監査役スタッフは、当社並びに子会社において業務の執行に係る役職は兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

ウ. 監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務をおこなう。

(イ) 監査役スタッフは、必要な情報収集のために監査役の指示を受けて、執行側各部署が開催する会議に出席したり、業務執行に関する調査をおこなうことができる。

エ. 監査役への報告に関する体制

(ア) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

a 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、常勤取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b 取締役等の報告義務

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

(a) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容

(b) 業務監理室等がおこなう内部監査の内容及び結果

(c) 内部通報制度による通報の状況

(d) 行政処分の内容

(e) その他著しい損失等会社経営に重大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき

(f) 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(イ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

a 子会社を主管する部署は、監査役に対して、前記⑥アに基づき報告を受けた子会社の経営等に関する重要決定事項や子会社に対する業務調査の実施結果を遅滞なく報告する。

b 子会社の監査役は、グループ監査役会に出席して子会社の監査の状況を監査役に報告する。

オ. 前記エの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) きんでんグループ行動指針に基づき、違反行為に関する報告・相談をおこなった従業員や事実調査に協力した従業員に対して、そのことを理由として、不利な取扱いをおこなわず、各職場においてそのような取扱いが生じないように最善の注意を払う。

(イ) 内部通報規程に基づき、通報したことを理由に通報者に対する不利な取扱いの禁止を徹底する。

- 力. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (ア) 通常の監査費用については、監査計画に基づいて予算化する。
- (イ) 計画外の監査の発生に備えて一定額を特別費用として予算に組み込む。特別費用で不足が生じることが予想される場合は、監査役は予算執行部門に事前連絡の上、必要費用の負担を会社に求めることができる。
- キ. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制等
- (ア) 代表取締役と監査役との定期会合
代表取締役と監査役との間で、定期的に会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討する機会を設ける。
- (イ) 業務監理室と監査役との連携等
業務監理室は、内部監査の方針・計画について監査役と事前協議をおこなうとともに、定期的に会合を持ち、その監査結果及び指摘事項等について意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び業務監理室は、会計監査人とも連携を図るものとする。
- (ウ) 会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築
監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施される体制が確保されていることを確認し、必要なときは、取締役に対して、会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築に関して申し入れることができる。
- (エ) 外部専門家の起用
監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。
- (2) 業務の適正を確保する体制に関する基本方針の運用状況の概要
- ① 基本的考えについて
当社グループ内のコンプライアンス意識の高揚・徹底を図るため、「きんでんグループ行動指針」を制定し、取締役及び従業員全員に周知をおこなっております。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
コンプライアンス委員会（経営会議構成員・監査役代表者・コンプライアンス担当役員で構成）を年2回開催し、法令及び定款の遵守状況について確認しております。
また、財務報告に関わる内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき適正に実施しております。
さらに、コンプライアンス上疑義のある行為について通報を受け付ける窓口を設置し、通報者の保護を明確にした内部通報制度を適切に運用しております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

株主総会議事録等の法定文書のほか、取締役の職務執行に係る情報が記載された文書は、社内規程に基づき保存（保管）責任者を定めて適切に管理しております。取締役及び監査役は必要に応じこれらの文書を閲覧しております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）について

リスク管理機能の強化を目的としたリスク管理委員会（担当取締役と本店・東京本社の主要な部の長で構成）を年2回開催し、全社リスクの評価検討等をおこなっております。また、社長直轄の業務監理室が子会社も含めた全部署を対象に業務運営の状況について、監査を実施しております。

事業継続計画（BCP）の一環として、全事業所で防災訓練を実施しており、物的・人的被害の最小化対策や初動及び業務継続対策に取り組んでおります。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制について

会社法の定めにより取締役会の決議が必要とされる重要事項以外の会社経営全般にわたる方針、計画の樹立及び経営活動の具体的な推進は、経営会議（月2回開催、会長・社長・副社長等で構成）及び常勤取締役会（月2回開催、常勤の取締役及び監査役で構成）に権限を委譲することにより、効率的な会社運営に努めております。

加えて、特定の業務の責任者が業務執行に専念できる体制として執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化を図っております。

また、指名・報酬等諮問委員会（適宜開催、社外取締役及び会長、社長、秘書部担当役員、人事部担当役員で構成）を設置し、取締役・監査役の指名及び取締役の報酬に係る事項等について諮問しております。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

子会社に対する管理は社内規程により、一定の事項について当社に対する事前承認又は報告を義務付けております。加えて、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保するとともに、グループ監査役会において子会社の監査状況を確認しております。

また、当社は関西電力株式会社と連携体制を構築するとともに、関西電力グループの経営理念や行動規範に沿って事業活動を展開しております。

⑦ 監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制について

監査役は重要な会議に出席するとともに、監査役が指定した事項について報告を受けております。また、監査役は定期的に代表取締役や社外取締役と会合を持つほか、業務監理室及び会計監査人とも適宜情報交換をおこない、実効的な監査に努めております。

監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さず監査役の指示に従いその職務をおこなっております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上を図っていくことが最重要課題であると考えています。また、当社取締役会の同意を得ることなくおこなわれる当社株式の大量買付け行為につきましては、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものであると認識していますが、明らかに株主共同の利益を害するような会社買収に対しては対抗していく所存であります。

- (注) 1. 本事業報告中、百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示未満の端数を四捨五入しています。
2. 本事業報告に掲げている金額には、消費税等は含んでいません。
3. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
資 産 の 部	654,279	負 債 の 部	190,044
流動資産	416,800	流動負債	169,575
現金預金	50,791	支払手形・工事未払金等	87,705
受取手形・完成工事未収入金等	220,635	短期借入金	15,817
有価証券	107,002	未払法人税等	12,183
未成工事支出金	18,076	未成工事受入金	10,925
材料貯蔵品	1,502	工事損失引当金	2,434
預け金	10,000	完成工事補償引当金	605
その他	10,518	役員賞与引当金	225
貸倒引当金	△1,725	その他	39,677
固定資産	237,479	固定負債	20,469
有形固定資産	99,584	長期借入金	26
建物・構築物	29,164	繰延税金負債	309
機械・運搬具	10,921	役員退職慰労引当金	207
工具器具・備品	1,506	退職給付に係る負債	19,665
土地	57,851	その他	260
建設仮勘定	140		
無形固定資産	5,136	純資産の部	464,235
投資その他の資産	132,758	株主資本	434,617
投資有価証券	114,032	資本金	26,411
長期預け金	10,000	資本剰余金	29,136
退職給付に係る資産	2,702	利益剰余金	388,879
繰延税金資産	1,392	自己株式	△9,810
その他	5,526	その他の包括利益累計額	28,316
貸倒引当金	△894	その他有価証券評価差額金	29,674
		為替換算調整勘定	△864
		退職給付に係る調整累計額	△493
		非支配株主持分	1,301
資産合計	654,279	負債純資産合計	654,279

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

完成工事高	585,905	
完成工事原価	484,586	
完成工事総利益	101,318	
販売費及び一般管理費	56,291	
営業利益	45,026	
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,183	
その他	772	2,955
営業外費用		
支払利息	244	
為替差	315	
その他	695	1,255
経常利益	46,727	
特別利益		
固定資産売却益	283	
退職給付制度改定益	1,603	
その他	270	2,158
特別損失		
投資有価証券評価損	978	
その他	117	1,095
税金等調整前当期純利益	47,790	
法人税、住民税及び事業税	16,286	
法人税等調整額	△1,036	15,249
当期純利益	32,541	
非支配株主に帰属する当期純利益	40	
親会社株主に帰属する当期純利益	32,500	

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
資 産 の 部	592,198	負 債 の 部	163,269
流 動 資 産	357,578	流 動 負 債	146,161
現 金 預 金	22,862	支 払 手 形	1,753
受 取 手 形	2,340	工 事 未 払 金	74,258
電 子 記 録 債 権	23,296	短 期 借 入 金	14,610
完 成 工 事 未 収 入 金	169,614	未 払 金	10,587
有 価 証 券	107,002	未 払 費 用	14,999
未 成 工 事 支 出 金	15,559	未 払 法 人 税 等	10,719
材 料 貯 蔵 品	798	未 成 工 事 受 入 金	7,410
預 け 金	10,000	工 事 損 失 引 当 金	2,434
そ の 他 金	7,743	完 成 工 事 補 償 引 当 金	282
貸 倒 引 当 金	△1,639	役 員 賞 与 引 当 金	93
固 定 資 産	234,620	そ の 他	9,012
有 形 固 定 資 産	85,631	固 定 負 債	17,107
建 物 ・ 構 築 物	24,803	繰 延 税 金 負 債	140
機 械 ・ 運 搬 具	4,041	退 職 給 付 引 当 金	15,931
工 具 器 具 ・ 備 品	1,192	そ の 他	1,035
土 地	55,554		
建 設 仮 勘 定	38	純 資 産 の 部	428,929
無 形 固 定 資 産	2,420	株 主 資 本	400,065
借 地 権	116	資 本 金	26,411
電 話 加 入 権	136	資 本 剰 余 金	29,657
ソ フ ト ウ ェ ア	2,167	資 本 準 備 金	29,657
投資その他の資産	146,568	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
投 資 有 価 証 券	107,438	利 益 剰 余 金	353,806
関 係 会 社 株 式	9,369	利 益 準 備 金	6,602
関 係 会 社 出 資 金	3,265	そ の 他 利 益 剰 余 金	347,203
長 期 預 け 金	10,000	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	326
長 期 貸 付 金	12,520	別 途 積 立 金	313,400
破 産 更 生 債 権 等	3	繰 越 利 益 剰 余 金	33,476
長 期 前 払 費 用	89	自 己 株 式	△9,810
前 払 年 金 費 用	1,258	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28,864
そ の 他 金	3,453	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,864
貸 倒 引 当 金	△830		
資 産 合 計	592,198	負 債 純 資 産 合 計	592,198

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		516,196
完 成 工 事 原 価		430,533
完 成 工 事 総 利 益		85,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		47,961
営 業 利 益		37,701
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,077	
そ の 他	355	5,432
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	234	
為 替 差 損	289	
撤 去 費 用	114	
そ の 他	399	1,037
経 常 利 益		42,095
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	283	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	1,603	
そ の 他	191	2,078
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	95	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	785	
そ の 他	19	900
税 引 前 当 期 純 利 益		43,273
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,616	
法 人 税 等 調 整 額	△919	12,696
当 期 純 利 益		30,576

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 きんでん
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木 下 隆 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きんでんの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きんでん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 きんでん
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木 下 隆 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きんでんの2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 き ん で ん 監査役会

常任監査役 (常勤) 水 本 昌 孝 ㊟

監 査 役 (常勤) 坂 田 亘 弘 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 八 嶋 康 博 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 吉 岡 雅 美 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 鎌 倉 利 光 ㊟

以 上

第106回 定時株主総会 会場ご案内図

場所

株式会社きんでん 本店(11階会議室)

大阪市北区本庄東2丁目3番41号



交通のご案内



電車

地下鉄 堺筋線・谷町線／阪急 千里線

「天神橋筋六丁目」駅 下車

⑪号出口 北へ徒歩約8分

JR 大阪環状線「天満」駅 下車

北へ徒歩約15分



バス

「天神橋8丁目」下車

「大阪駅前」からご利用の際は、

34 守口車庫前行 又は

37 井高野車庫前行にご乗車下さい。

お願い

○お車でのご来場はご遠慮願います。

○開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場下さい。

株式会社 **きんでん**

大阪市北区本庄東2丁目3番41号
<https://www.kinden.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています